

令和 3 年 11 月 総会議事録

日 時 令和 3 年 11 月 26 日 (金)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和3年11月26日（金）
午前9時30分開会 午前10時05分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第53号 農用地利用集積計画について
 - 議案第54号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第55号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - 議案第56号 非農地証明（遊休農地）について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
 - 報告第6号 農地等の現況について執行官からの照会に対する調査結果について
 - 報告第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する方針について
- 4 その他
 - (1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	3 番 太田由美子	4 番 加藤 正雄
5 番 河合 孝子	6 番 河根 則雄	7 番 小林 澄夫
8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸	10 番 酒井 保
11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一	13 番 高部 宏生
14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸	16 番 日向 勉
17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ	19 番 星野 鉄典
20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治	22 番 水野 敏久
23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子	

6 欠席委員 2 番 石橋 正通

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 3 名 農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 11 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いいたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議席番号 2 番 石橋正通委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 23 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、議席番号 13 番高部宏生委員、同 14 番中野安男委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、12 日の書類説明会、農業委員による現地調査、19 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第 3 条関係は、番号 10 番の借り地が荒れていた件について、11 月 22 日に農地に復元されたことを確認しました。

5 条番号 5 番の耕作する土地へのハウスの着工が遅れたことについての理由書および今後の営農計画を書面で提出いただきました。遅延理由書によれば、コロナ禍の影響によりハウスの建築資材の確保が遅れてしまい、着工が後ろ倒しになったとのことです。今後の営農計画について補助資料別紙をご覧ください。右半分の新たに提出された営農計画において、天伯町のハウスは 2021 年 11 月から着工し、2022 年 3 月に完成、コーヒーマスを 2022 年 5 月、バナナ苗を 2022 年 6 月に作付を行っていくとのことです。現場の状況については、先週 19 日に日向委員に確認いただいております、ユンボが入って土地造成を行っていたとのことでした。またハウス建築の遅れによる収穫および売り上げへの大きな影響は見込まれないとのことです。補助資料別紙、左半分の今年（2021 年 3 月）の 3 条許可申請の時点で示された営農計画の中でも、コーヒーマスは 5 月まで、バナナは 6 月までの作付予定であり、当初の営農計画から大きな変更はないとのことです。

転用者へは、会としても高い関心を持っているため、きちんと事業を行ってほしいことを伝え、また転用者からも営農計画に基づいて農業を行っていく旨を聞き取りました。

今後も引き続き状況の確認を行い、ハウス建築が完了する予定の来年春ごろに進捗状況について報告をいたします。

そのほかについて変更、取下げ等はありません。本日は議案のほかに資料 1-1 として番号 3 番から 5 番の案件について、聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。以上です。よろしくお願ひいたします。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

12日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

補助資料3 ページ4 条番号1 番の営農型太陽光の案件ですが、調整がありましたので報告します。

まず、営農型発電設備の農地法の制度のことですが、耕作の状況を収量で評価する形となっています。審査上、営農計画の添付を求め、その中で一般的な単収を記載の上、収量が取れる計画になっているかを確認しています。その計算の基となる一般的な単収の根拠は市の統計データや先行事例など根拠とすることができることになっていますが、今回、栽培されるヒサカキは市などの統計データがなく、蒲郡市の個人農家の収量の情報が記載されていました。事務局でも統計データ等がないのか、県の普及課をはじめ確認しましたがないとのことでした。

その個人農家の情報が正しいか判断するため、11月22日に河根委員、藤城委員にもご同行いただき、蒲郡市の農地を確認しました。結果、現場はヒサカキが適正に栽培されており、単収の根拠として問題ないと判断しました。

また、その方に今回の申請地での栽培についても確認しましたが、栽培環境としては問題なく、営農指導も行っていただけとのことです。審査会においても問題ない旨確認しています。

番号2番の案件についても、営農計画書の収量根拠を和歌山県田辺市の統計資料に合わせて修正しています。

続きまして6 ページ5 条番号12 番について、説明会時に南側の法面が危険ではないかと指摘のあった件について、転用者と調整を行い、重いものは法面から2mほど離して置く、法面に芝生を張って保護し対応することを確認し問題ないことが見込まれますので、図面の修正等で対応しました。

その他変更・取下げ等はございません。よろしくおねがいします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。
資料1議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から10番の10件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第50号、1ページをご覧ください。
番号1番から10番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当はしませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。
全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。
詳細につきましては議案をご覧ください。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から2番の2件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第51号、3ページをお願いします。
番号1番2番の2件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問

題ありません。

補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義はありません。周辺農地等に係る営農条件の支障については、2件とも隣地の承諾を得た旨の記載があります。一時転用については、2件とも営農型太陽光のため該当し、3年間の一時転用計画で、農地復元誓約書を添付しています。詳細につきましては、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から13番までの13件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事 務 局

はい、議長。説明させていただきます。議案第52号、4ページをお願いします。

番号1番～13番までの6件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地についても問題ありません。

補足説明は次のとおりです。信用性については、特段の疑義はありません。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号3番～5番・10番～13番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・2番・6番～9番です。一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願ひます。

委員 議長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号4番については農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付した上、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして、議案第53号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

所有権移転の番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。
議案第53号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、10月27日開催の農地銀行運営委員会におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、2件2筆999㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は発言願ひます。

委員 議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして、議案第 54 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。
番号 1 番から 8 番までの 8 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 54 号 7 ページをご覧ください。

議案第 54 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 8 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 55 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

事務局 番号1番から5番までの5件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第55号9ページをご覧ください。
議案第55号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。
特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

議長 この5件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。以上です。
内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。
続きまして議案第56号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号1番の1件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第56号10ページをご覧ください。
番号1番の1件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき非農地証明（遊休農地）願出書が提出された土地です。
願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決
して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案はさよう決しました。
以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局 次は報告事案について、事務局に報告を求めます。
はい、議長。報告させていただきます。議案の 11 ページをお
願します。
報告第 1 号の番号 1 番から 2 番までの 2 件、及び 12 ページか
らの報告第 2 号の番号 1 番から 16 ページ 31 番までの 31 件につ
いては、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定
められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書
に記載の日付で受理しました。次に 17 ページをお願いします。
報告第 3 号の番号 1 番から 3 番の 3 件については、農地所有適
格法人からの報告です。この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内
に農業委員会に提出するものです。いずれも要件を満たしている
ことを確認し処理しました。次に 18 ページをお願いします。
報告第 4 号の番号 1 番から 20 ページ 15 番までの 15 件につ
いては、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知があ
りましたので、報告書に記載の日付で受理しました。次に 21 ペ
ージをお願いします。
報告第 5 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、20 年
以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書
類を審査の上、11 月 22 日付けで証明を行いました。
なお、固定資産税の課税状況ですが、3 件ともに宅地課税でし
た。次に 22 ページをお願いします。
報告第 6 号については、名古屋地方裁判所 豊橋支部執行官か

らの照会です。番号 1 番は、市街化区域の農地で、昭和 46 年 2 月 26 日付け農地法第 5 条の届出がされています。現地調査の結果、現況は宅地となっていますので農地性はないものと判断しました。11 月 17 日付け事務局長名で回答しました。

報告第 7 号については、先月の総会で農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する方針についてご意見をいただきました。そのご意見への対応を農業企画課で検討しましたのでご報告させていただきます。農用地の利用集積に関する目標について、今回の基本構想では利用権設定できる年齢制限を撤廃していること、また、基本構想に記載できる段階ではありませんが、農地取得の下限面積の引き下げについて検討を進めていることにより、やる気のある農業者や新規就農者の農地利用権設定が今後増加していくものと考えております。加えまして、第 6 次総合計画において、新規就農者の確保と担い手の育成を支援することを基本方針としており、且つ、新規就農者と中心経営体の数を増やすことを指標にしていることから今後も目標達成に向けた施策を検討して参ります。

また、認定農業者の審査についてご意見がございました。経営改善計画に関しましては、本市では豊橋市担い手育成総合支援協議会から意見をもらいながら、認定等行っていますが、いただいたご意見を踏まえながら同協議会との連携をより強力にし、今後も適切な制度運営に努めて参ります。

報告は以上です。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前 9 時 58 分中断）

＜農地銀行運営委員会議＞

総会を再開いたします。（午前 10 時 02 分再開）

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前 10 時 05 分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和3年11月26日

議長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(13番 高部 宏生 委員)

議事録署名者
(14番 中野 安男 委員)